

有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書

特定非営利活動法人 (以下「甲」という。) は、自由な移動が保障される社会を区民の活動や練馬区との協働によって創るため、運転者または自動車検査証に登録された所有者 (以下「乙」という。) が提供する自家用自動車 (以下「提供車両」という。) の使用にあたって、乙との間に次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 この契約は、甲が行う有償運送事業について、乙が所有する次の自家用自動車の提供および使用に関して必要な事項を定める。

(1) 年式 (車両登録番号) 台

(目的)

第2条 運転者等は、甲が行う有償運送事業の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に、所有する自家用自動車を提供する。

(用語の定義)

第3条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。

- 運転者 道路運送法施行規則第51条の16各項に定める所定の研修を行い甲の運転者として登録する者
- 利用会員 道路運送法施行規則第49条第3項に定める移動困難者であって、甲の利用会員として登録する者

(損害の負担)

第4条 甲は、提供車両を使用して行う有償運送事業の管理および運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運行管理マニュアルに基づき責任を負うものとする。

- 有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険、及び甲が加入する傷害保険を利用する。
- 甲は、提供車両が、福祉有償運送の際の事故を対象とする対人無制限、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していることを確認した上で使用することを承諾する。

(管理責任)

第5条 甲は、乙の承諾なく、提供車両の現状を変更してはならない。

- 甲は、提供車両を他に質入または第三者に貸与及び使用せしめる等法律上、事実上、乙を害する一切の行為をしてはならない。
- 甲は、提供車両の使用保管については、善良なる管理者の注意を用いなければならない。

(期間)

第6条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの2年間とする。

ただし、運転者の登録抹消および甲または乙のいずれかから解約の申し出があった場合はこの限りではない。

2 解約の申し出は、解約する日の1ヵ月以上前とする。

(その他)

第7条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
名 称

印

乙 住 所
氏 名

印